

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「ハローワークでの求人票と実際の労働条件が異なる場合の対策が強化されました」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

厚生労働省では、ハローワークで公開している求人票の内容と、実際の労働条件が異なる場合の対策を強化します。

平成24年度の統計では、全国のハローワークに寄せられた申出のうち、求人票の記載内容と実際の労働条件が違うといった申出・苦情は、7,783件にも及びました。

その具体的な内訳は、次の通りです。

・賃金に関する事	2,031件（26%）
・就業時間に関する事	1,405件（18%）
・選考方法、応募書類に関する事	1,030件（13%）
・職種、仕事内容に関する事	841件（11%）
・雇用形態に関する事	729件（9%）
・休日に関する事	642件（8%）
・社会保険、労働保険に関する事	605件（8%）

求人票の記載内容と実際の労働条件が違うといった苦情申出は年々増加しており、このため厚生労働省が今回は対策強化に乗り出したわけです。

その具体的な対策として、3点を挙げています。

- ① 「ハローワーク求人ホットライン（求職者・就業者用）」を開設
ハローワークの求人に関する、求職者や就業者からの申出を全国一元的に受け付ける専用窓口（TEL：03（6858）8609）を3月24日（月）から開設しました。
- ② ホットラインへの申出について、事実確認と必要な指導などを徹底
都道府県の労働局・ハローワークは、労働基準監督署や日本年金機構、都道府県の消費生活センターなどと連携を図り、該当する企業などに対して事実確認と必要な指導を行います。
- ③ 申出の集計・分析を行い、未然防止策の検討・実施に活用
平成26年度からは毎年、ホットラインや全国のハローワークに寄せられた申出の集計・分析を行い、求人票と実際の労働条件が異なることが起こらないよう、防止策の検討や実施に活用します。

会社にとり直接関係する項目は、上記②でしょう。

会社がハローワークの求人票と異なる労働条件で社員を働かせると、求職者や就業者から「ハローワーク求人ホットライン」に苦情が行き、会社は労働局やハローワークなどの行政機関から是正指導を受ける恐れがあります。

求人募集をご検討されている会社は、適正な求人募集、雇用契約書の交付、労働保険・社会保険の加入など、しっかりとした対応や手続きが求められます。

人事労務に関するご相談は当事務所まで。